

豊かな心と生きる力を育むために

亀山市子どもの読書活動推進計画

～ 亀山っ子読書推進プラン ～

平成 20 年 3 月

亀 山 市

はじめに

近年、日本ではいつの間にか、本は、「当然読むべき」ものから「別に読まなくてもいい」ものへと変化してしまいました。

また、「読書力」は、“日本の地力”と称されていましたが今日では、そのことばも聞かれない世の中となっただけではありません。

しかし、一冊の本との出会いが、その人の人生を変えることがあります。

国や県では、子どもの読書に関する多くのイベントや関係行事を行いつつ、「子どもの読書活動の推進に関する法律」や「三重県子ども読書活動推進計画」をつくり、読書に関するいろいろな施策を講じてきています。

本市におきましても、21世紀を担う子どもたちの健やかな成長を願い、夢を現実にできる強い意志を持てる子どもたちを育てるため、ここに「亀山市子どもの読書活動推進計画」を策定いたしました。

この計画が、日頃子どもたちの読書活動に携わっている方々や読書ボランティアの皆さまはもちろんのこと、市民全体を掲げての取り組みとなり、家庭、地域、学校で、子どもたちの豊かな心と生きる力を育むきっかけとなることを心から願います。

終わりに、この計画策定に当たり、ご協力、ご指導賜りました関係者の皆さま方に対し、お礼申し上げます。

平成20年3月

亀山市長 田 中 亮 太

亀山市子どもの読書活動推進計画 目次

計画策定の主旨	1
計画の基本的な方針	3
計画の内容	4
計画の実現のために	20

< 参考資料 >

子どもの読書活動の推進に関する法律(文部科学省)

亀山市子どもの読書活動推進計画策定委員会要綱

計画策定関係部所案内

計画実行関係団体一覧表

計画策定の組織図

計画策定までの歩み

亀山市子どもの読書活動推進計画(案)に関するパブリックコメントの結果について

計画策定の主旨

1 計画策定にあたって

今日では、テレビ、ビデオ、インターネットなどの様々な情報メディアの発達・普及や子どもの生活環境の変化、さらには幼児期からの読書習慣の未成熟などにより、子どもの「読書離れ」が指摘されています。

読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。

全国的にみると、平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が公布・施行され、子どもの読書活動に関する総合的・計画的な取り組みがはじめられました。

そして、平成14年8月には、文部科学省より「子どもの読書活動推進計画」が策定・公表され、三重県においても、平成16年3月に「子ども読書活動推進計画」ができました。

この子どもの読書活動の推進に関する法律により、市町村は、国及び都道府県の計画を基本として計画を定めるように規定しており、当市におきましても、「亀山市子どもの読書活動推進計画」を策定し、平成20年度から計画を推進することといたしました。

2 計画策定の目的とは

「子どもの読書活動の推進に関する法律」の目的や基本理念をもとに、子どもが自主的な読書活動を行えるよう、読書のきっかけづくりや読書活動の習慣づけに資することを目的とします。

そのため、亀山市における子どもの読書活動推進にあたっての基本的な方針及びそれに必要な施策を明らかにします。

3 総合計画における位置付けは

子どもの読書活動の推進に関する法律第9条第2項に基づき策定する計画であり、平成19年4月策定の第1次亀山市総合計画の中における次世代を担う人づくりと歴史文化の振興における時代に即した教育の推進の施策として掲げられています。

4 実施期間は

平成20年度から23年度までの4年間とし、それ以後、検証を行い、社会情勢に併せ、随時見直しを図ります。

5 策定体制は

庁内の関係次長・室長及び市立幼稚園長代表、市立小中学校長代表、亀山市立図書館運営委員会代表等で構成する子どもの読書活動推進計画策定委員会及び、市職員及び図書館運営委員会委員で構成するワーキンググループを設置し、市民に対しパブリックコメントの手続きを取りつつ、亀山市立図書館運営委員会・亀山市PTA連合会・保育所関係者等のご意見を頂く中、策定いたしました。

計画の基本的な方針

1 子どもが読書に親しむ習慣づくりに努めます

子どもが自主的に読書を行うようになるためには、乳幼児期から読書に親しむような環境をつくる必要があります。子どもの成長にあわせた読書の習慣づくりを応援し、施設、設備の充実に努めます。

2 子どもの図書環境づくりの充実に努めます

子どもの読書意欲を高めるには、いろいろな読書活動が必要です。豊かな読書環境を子どもたちに提供するため、市立図書館や学校図書館が中心となって、家庭、地域、学校が通じつつ、市民共々、関係者・団体等と連携・協力し、情報交換などを行い、子どもの自主的な読書活動の推進に努めます。

3 子どもが素敵な本と出会えるような環境づくりに努めます

子どもは、本を読む親や祖父母、兄弟などをみて、読書意欲を高める側面を持っています。身近な大人（保護者・教職員・教諭・保育士など）の行動が子どもたちにとって、読書に興味を示すきっかけづくりとなることの理解を促し、読書活動の意義や重要性について広く普及・啓発に努めます。

本を読むということは、周りから強要されて、本当の意味をなすものではありません。ただ、人間が個人としての生きていく上で、一冊の本によって人生そのものの価値を見出すことができる現実があります。この推進計画は、子どもがすばらしい本と出会い、本のよさを自ら発見する機会をつくることのきっかけづくりや読書環境を整えるため策定しました。

計画の内容

1 子どもの読書活動推進のための方策

(1) 家庭・地域における読書活動の推進

【現状】

子どもが誕生し、幼いころはじめて本と接する機会を得るのは、家庭です。“おんぶ”や“抱っこ”をされての読み聞かせから、夜、寝る前に子守唄として、童話や昔話の本を読んでもらうということからスタートします。

しかし、その期間はたいへん短く、すぐにテレビやビデオに多くの時間を取られてしまいます。

幼児期に本と接することは、人として生きていく上で非常に大切なことであり、また、人としてのコミュニケーション力を身につける第一歩であることが分かっているにもかかわらず、具体的な取り組みもなく、いたずらに時間だけが経過している現実があります。

そこで、家庭のなかで、“本”をキーワードとして、生活を考える環境づくりが必要です。

そして、本への関わり方を家庭からはじめ、地域にその輪を広げ、みんなで本を読むことの大切さを共有したいものです。

【方策】

身近な大人が赤ちゃんに本を読んで聞かせます。

小さな子どもに、本への興味を抱かせるため、生きもの（動・植物）など赤ちゃんが注目するような絵本を身近な大人が読み聞かせをすることからはじめ、赤ちゃんの生活サイクルに本を組み入れます。

子どもと身近な大人がいっしょに本を読むことを推進します。

読書の楽しさと本を読むことによってもたらされる豊かな心を育む時間を子どもと身近な大人で分かち合うことの大切さを伝え、両者の絆を築くひとつのツールとして、読書を位置付けていきます。

地域の読書活動団体（読書ボランティア等）を支援します。

読書ボランティアや関係者の協力のもと、子どもの読書に関する情報提供を行いつつ、活動場所の提供など積極的な支援を行います。

(2)子育て支援センターにおける読書活動の推進

【現状】

亀山子育て支援センター（1日の平均利用数 約50組）の図書室には、約1,800冊の本があり、赤ちゃん向けのものから幼児・小学生向け、さらには、親向けのものまで幅広く揃えてあります。また、関子育て支援センター（1日の平均利用数 約20組）にも、800冊の絵本があります。

図書室を利用して親子でいっしょに、ゆったり絵本を楽しむ姿が見られ、また、1日に数人が貸出を利用します。本は選びやすいように分類し、新刊コーナーを設けています。

おはなしの会のボランティアグループが月1回訪れ、絵本や紙芝居の読み聞かせをしています。その他、月に数回行う親子のふれあいタイムでも読み聞かせを取り入れており、親子で絵本の楽しさを味わっています。

（毎回10～30組の親子が参加）

野登ルンビニ園子育て支援センター“のんの”では、約120冊の絵本があります。利用者がすぐに読めるように、遊びコーナーの脇に絵本コーナーを設け、親子が遊びの中で自然に絵本にふれあえるような家庭的な雰囲気大切にしています。また、週一回開催している“遊ぼうデー”の中で、読み聞かせを行っており、絵本に親しむ機会をつくっています。

亀山市では、特に、絵本を通して親子の絆を深め、乳幼児期の赤ちゃんと幸せなひとときを過ごしてもらおうようにブックスタート事業を進め、赤ちゃんとの関わり方等、保護者に伝えています。

【方策】

家庭での読み聞かせの実態を把握します。

絵本を通して子どもと触れ合う時間、心がけていること等、家庭での実態・保護者の意識をアンケートにより把握します。

アンケートは、昨年11月から始めており、本年10月までの1年間に毎月、1歳半健診児の保護者を対象に実施し、ブックスタート事業の検証も含んだ形で行っています。

研修の充実を図ります。

職員や子育てに関わるボランティアの方々が、読み聞かせに活かせる技術・知識を習得するために、研修会等への参加を促します。

保護者への働きかけを行います。

子育てに関する推薦図書を紹介したり、子育て講演会を行い、講師からのお話で保護者自身の「気づき」を誘導して、絵本への親しみ・興味を持っていただきます。

また、図書室を利用する保護者に対し、絵本選びのアドバイスを積極的に行います。

～ ブックスタート事業 ～

【事業の目的】

ブックスタートは「子育て支援」の一環です。乳幼児期の早期から絵本を介して親子のふれあいの機会を持つことは、親子の絆を深め、より良い親子関係の基盤づくりとなります。また、生涯にわたり子どもの豊かな心を育む場となるよう子育て支援をするものです。

『赤ちゃんの身体の成長に栄養が必要なように、心の成長にも親子の温かいぬくもりのあるふれあいが必要です。そんな親子のふれあいの時間を、絵本を介してもっていただければ...また、絵本を読むことが、お父さんやお母さん、身近な大人にとっても楽しいひとときになっていただければ...』というメッセ

ージを添えて、ブックスタートパック（絵本2冊、子育て支援関連資料等）をお渡ししています。

【対象者】

市内在住の2ヶ月～1歳未満児の保護者
（ブックスタートブックの引換え率 約65%・・・年間約300冊程度）

【配付方法】

2ヶ月育児教室（健康推進室）、亀山子育て支援センターまたは、関子育て支援センターにて、随時配付しています。（出生届け時に引換え券配付）

(3) 幼稚園・保育所における読書活動の推進

【現状】

幼稚園・保育所においては、絵本コーナーを設け、子どもたちが自由に絵本に親しめるような環境をつくっています。

また、絵本や物語の読み聞かせを通して、想像する楽しさを味わせたり、教諭・保育士とのふれあいを深めたりしています。時には、ボランティア等による読み聞かせの機会も設けています。

園（所）では、このような活動を通して、子どもの情操を育むように努めていますが、家庭において読書離れが進んでいるため、家庭への働きかけが必要です。

【方策】

絵本に親しむ環境・保育を推進します。

幼稚園・保育所における絵本等の図書を充実させ、子どもが絵本に親しみ、興味がもてるようにします。また、保育の中で読み聞かせの機会を多く持ち、子どもが絵本の楽しさや気持ちの安らぎを感じられるようにします。

研修機会の充実を図ります。

教諭・保育士が読み聞かせに活かせる技能や知識を習得・向上するために、研修会等に積極的に参加します。

保護者への働きかけを行います。

通信や保護者の集まる機会において、絵本の素晴らしさや楽しさを伝え、保護者自身にも絵本に親しみ関心を持っていただくようにします。

また、園開放、子育てサロンなど、未就園児の保護者を対象とした子育て支援活動の中にも、絵本に親しむ活動を取り入れます。

(4) 児童センター・学童保育所における読書活動の推進

【現状】

市内には、放課後の子どもたちの居場所として、児童センターや5つの学童保育所（公設民営3施設・民設民営2施設）があります。

学校の授業を終えた後、子どもたちがそれぞれの施設に向かい、その日の宿題をしたり、本を読んだり、友達同士で、ゲームや遊びをしたりしています。

自宅へ帰宅するまでの貴重な時間を読書に目を向けることが大切です。

【方策】

読書の大切さをそれぞれの施設関係者に伝え、児童への指導メニューに加えていただけるよう働きかけます。

施設で子どもたちが過ごす時間に、本を読むことを積極的に取り入れ、本と出会う機会を設けていただけるように努めます。

研修会への参加を促します。

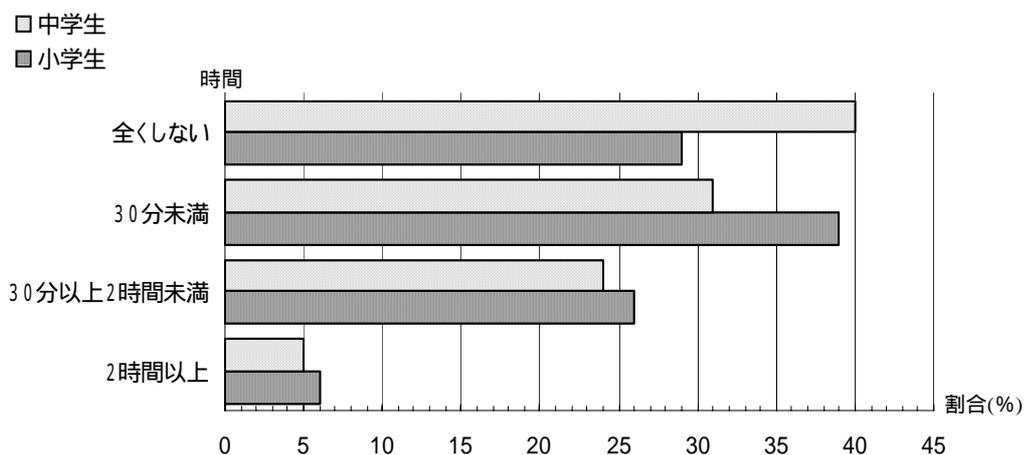
児童センターや学童保育所で子どもたちを指導されている方々に、図書館で開催される研修会に参加していただき、“子ども”と“本”の関わりなど勉強を促す機会を設けさせていただきます。

(5)学校における読書活動の推進

【現状】

子どもたちの活字離れ・読書離れが懸念されて久しく、本市においても、下記のアンケート結果のように、子どもたちの読書時間が少ないことが分かります。

家や図書館で、ふだん（月曜日から金曜日）、1日にどれくらいの時間、読書をしますか？（教科書や参考書、漫画や雑誌は除きます。）



2007年4月実施 市内の児童（小6）・生徒（中3）アンケート調査より

そこで、学校における読書活動を推進するために、市内の各小中学校で様々な取り組みを進めているところです。

たとえば、子どもたちが本に触れ、読書に親しむ機会をより多くもつために、朝の学習の時間を活用して、学級、あるいは全校で、10分間程度の読書を行ったり、読書週間を設けたりと各学校が工夫しています。中には年間を通して毎朝全校一斉読書に取り組んでいる学校もあります。

また、市では、平成18年度から国の「学校図書館支援センター推進事業」を受けています。市内の小学校5校が協力校となり、図書館協力員の方が週に

数日、図書館に配属されることで、開館時間の延長、長期休業中の地域開放、環境整備等で成果が上がっています。

学校図書館には、子どもたちが、読書を通して想像力を培い、豊かな心を育み、知る喜びを生きる糧にできるような読書センターとしての機能と、学習に対する興味・関心を呼び起こし、自発的、主体的な学習活動を支援する学習情報センターとしての機能の両面からの充実が求められているところです。子どもたちの「生きる力」を育む様々な学習活動を支援していくためにも、学校図書館の担う役割は大きいものです。

【方策】

学校での読書活動を進めます。

- ・ 「朝の読書タイム」や「読書の時間」など、学校での読書の時間を設けます。日常的に読書をすすめて、子どもたちに読書の習慣が身につくように努めます。
- ・ 図書館司書教諭や学校図書館担当教諭を中心に読書指導や読書活動を推進します。
- ・ 読書活動について、学校だよりや図書館だより等で、保護者へ発信し、保護者の読書に関する意識の高揚に努めます。

子どもたちが通いたくなるような、“人”がいる温かい学校図書館、楽しい図書館をめざします。

- ・ 新刊紹介や読み聞かせ、ブックトークなど、多彩な読書活動を展開します。
- ・ 館内のレイアウトや壁面掲示等を工夫し、図書館の環境づくりに努めます。

- ・ 子どもが図書館に行った時に、いつでも“人”がいて、本を選ぶアドバイスや貸し出しを支援してもらえるように、市内の全小中学校への図書館サポーター（仮称）の配置に努めます。

学校図書館の「読書センター」と「学習・情報センター」という両面からの充実を図ります。

- ・ 内容の充実やバランスのよい蔵書構成を考えながら、学校図書館の蔵書数増加に努めます。
- ・ 教科学習や総合的な学習の時間に、調べ学習等で積極的に図書館を活用します。そのために必要な図書やVTRなど資料の充実努めます。
- ・ 子どもの「知りたい」を支えるために、学習情報センターとしての学校図書館の施設・設備の充実を図ります。
- ・ 長期休業中の地域開放や放課後の開放等、子どもと保護者、さらには地域の大人が利用できるよう努めます。
- ・ 市立図書館との連携を図り、団体貸し出しの活用推進や、子どもが望む図書や学習に必要な図書の充実努めます。

すべての子どもの学びを支え、心を育む学校図書館となるよう環境の整備・充実に努めます。

- ・ 既存の施設設備のバリアフリー化、新設時におけるユニバーサルデザインの採用を進めます。
- ・ 点字本や大活字本等、障がいの種別や程度に応じた図書の充実に努めます。
- ・ 外国出身の子どもたちが読書を楽しむことができるよう、外国語図書等の整備充実に努めます。

(6) 図書館における読書活動の推進

【現状】

図書館は、図書の貸し出しや読み聞かせ、読書相談や問い合わせなど、読書活動に関する様々なサービスを行い、読みたい本を自由に選び、読書の楽しみを見つけることができる場所として市民に親しまれています。

児童書は、図書館（亀山市立図書館＋関図書館）全体で、約35,600冊を所蔵し、市全体図書の約30%を占めており、また、18歳以下の貸出カード登録者数は、登録者全体の19.4%にあたる4,436人（平成18年度末現在）で18歳未満人口の約半数の方々が登録されています。

特に、子どもたちへの取り組みとしては、毎月1回、市内のボランティア団体の協力を得て、絵本と紙芝居の読み聞かせや人形劇の上演などを行っています。

また、その他、夏、冬休みには、竹とんぼづくりや手すき和紙教室、クリスマス会、しめ縄づくり教室を行い、図書館が子どもたちの生活全体の中で、より多くの関わりをもつ施設として、その利用を促しています。

【方策】

児童図書の充実を図ります。

子どもたちの調べ学習や総合学習に対応するため、本や資料の充実に努めます。

児童向けパンフレットをつくります。

児童生徒向けに図書館の利用や本の探し方を案内するパンフレットを作成し、図書館の利用を促進します。

団体貸し出し制度の充実を図ります。

学校・幼稚園・保育所などへの団体貸し出しを充実します。

職員研修の充実を図ります。

図書館への市民ニーズを的確に反映していける職員を育成するため、研修の機会を確保します。

図書館に関わる既存の「読みきかせ」などのボランティア団体と連絡調整を密にして、組織の拡大を図ります。

図書館の運営などに積極的に関わる個人、グループ、団体を養成します。

図書館に中・高校生向けのコーナー（ヤングコーナー）を設けます。

中、高校生が興味を持つ書籍を集めたコーナーを設け、読書への関心を抱かせます。

障がいのある子どもたちへのサービスの充実を図ります。

福祉部局との連携、協力により、障がいのある子どもたちの実状を把握し、利用環境を整えつつ、研修会等も行い、適切な対応が図れ、障がいのある子どもたちが、進んで図書館に来たくなるような温かい雰囲気のある図書館を目指します。

外国人の子どもたちへのサービスの充実を図ります。

人口の約5%を外国籍の方が占めるという亀山市の実状から、児童用の外国語図書及び資料の充実に努めます。

インターネットを活用した情報発信に取り組みます。

現在の図書館のホームページに、子ども向けのコーナーを設け、子どもと本を結ぶ情報を発信することにより、子どもの読書活動の推進を図ります。

携帯電話や Web サイト上からの本の検索や予約システムの普及を推進します。

「子ども読書の日」(毎年4月23日)を中心に、関係行事を開催します。

図書館を中心に、子どもの読書をテーマとした講演会や子どもたちが興味を持ち図書館に集う楽しいイベントを行います。

特に、本を介して、外国の子どもたちからの異文化の紹介も取り入れ、市内の企業の参画も得ながら、地域特性を意識した企画として実施します。

図書館間の情報交換、連携を図ります。

三重県立図書館や他市町の図書館との情報交換を行い、時代にマッチする図書館像を創り、情報発信します。

いつでも、どこでも、読書ができる環境づくりに努めます。

市民の身近な施設等を利用し、読書環境の充実を図ります。(仮称「まちかどライブラリー」)

< 市立図書館の利用状況 >

(平成 19 年 3 月 31 日現在)

施設名	蔵書数(冊)	うち児童書数 (冊)	貸出数(冊)	うち児童書数 (冊)
亀山市立図書館	110,384	30,642 (27.7%) うち絵本 9,972 紙芝居 1,386 児童全般 19,284	171,394	74,050 (43.2%) うち絵本 37,783 紙芝居 2,382 児童全般 33,885
関図書館	11,182	4,958 (44.3%) うち絵本 2,153 紙芝居 132 児童全般 2,673	6,866	3,592 (52.3%) うち絵本 1,600 紙芝居 147 児童全般 1,845
合計	121,566	35,600 (29.2%)	178,260	77,642 (43.5%)

< 市立図書館の児童書貸出数と亀山市の児童人口(0歳~18歳) >

年度	児童書貸出数 (冊)	児童人口(人)	備考
平成 17 年度	68,980	8,838	
平成 18 年度	78,642	8,730	

2 連携のための方策

【現状】

この計画の推進にあたっては、市民を中心とした社会全体での取り組みが不可欠であり、子どもに関わるすべての施設、団体、子どもを取り巻くすべての大人たちが、情報交換のもとそれを共有し、連携を図ることで実を結ぶことと考えます。

そこで、図書館を中心として、子どもの読書に関わる関係団体との連携を図っていきます。

【方策】

幼稚園・保育所と市立図書館との連絡会を開催します。

今の園児が興味を持つ絵本などの動向を調査し、本を読むことへの誘いを話し合います。

学校関係図書担当教員、学校教育室員、市立図書館員における連絡、研修会を実施します。

図書に関する学校と図書館の考え方を確立するため、話し合い、情報交換をします。

他の部署（例えば、福祉部署）との連携による新たなサービスの提供を考える会を検討します。

“本を読む”ということを総合的に捉え、いろいろな角度から、部署の横の繋がりを持って、話し合います。

図書サークルなど、市内図書関係のボランティア団体との意見交換会を実施します。

図書館と図書関係ボランティアとの交流を深め、子どもへの図書に関するアプローチなどを研究します。

読み聞かせの団体などとの意見交換会を実施します。

小さい子どもたちに、本への興味を抱かせる方法について話し合います。

計画の実現のために

本計画に掲げられた各種施策を実現するためには、身近な施設や十分な情報、資料はもちろんのこと、子どもたちと本とをつなぐ人々の存在を欠かすことはできません。そのため、すべての大人にその重要性を伝え、市としても人的、財政的措置等を含む、適切な手立てを講じて取り組めます。

そして、子どもたちが関わるすべての大人たちが情報を共有し、連携して、「心の教育」のひとつとしても捉え、読書環境の充実に向けた努力を行います。

また、この計画の実施状況を把握し推進するため、定期的に検証を重ねていきます。

最後に、この計画において、亀山市の多くの子どもたちがすばらしい本に出会い、そして、新たなる挑戦を繰り返すことのできる大人に成長し、「豊かな自然・悠久の歴史 光ときめく亀山」の将来を切り開く、“人をいたわる優しさ”と“強い精神力を持った”人間になることを期待します。

“読書”を通じて、子どもたちといっしょに、

自分自身を高める“旅”に、ごいっしょしませんか！！

皆さまといっしょに考えていきたいものです。

< 參考資料 >

子どもの読書活動の推進に関する法律

平成13年12月12日

法律第154号

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

（都道府県子ども読書活動推進計画等）

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

亀山市子どもの読書活動推進計画策定委員会要綱

平成19年2月20日

(設置)

第1条 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）第9条第2項の規定に基づき、亀山市子どもの読書活動推進計画（以下「計画」という。）を策定するに当たり、亀山市子どもの読書活動推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、計画の策定に必要な調査及び検討を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員15人以内をもって組織する。

2 委員長は教育次長を、副委員長は生涯学習室長をもって充て、委員は次に掲げる者のうちから亀山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱し、又は任命する。

- (1) 亀山市立図書館運営委員会の代表者
- (2) 亀山市PTA連合会の代表者
- (3) 三重県立亀山高等学校の学校司書
- (4) 亀山市立幼稚園の園長の代表者
- (5) 亀山市立小学校及び中学校の校長の代表者
- (6) 司書教諭の代表者
- (7) 別表に掲げる室等の長
- (8) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、計画策定の日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(ワーキンググループ)

第 7 条 委員会は、その補助機関として、ワーキンググループを置く。

2 ワーキンググループは、計画に係る学校教育分野及び生涯学習分野に関する事項で委員会から指示されたものについて検討し、その経過及び結果を委員会に報告するものとする。

3 ワーキンググループの構成員は、第 3 条第 2 項の規定により委嘱された同項第 1 号に規定する委員が指名した亀山市立図書館運営委員会の委員並びに副委員長及び同項の規定により任命された同項第 7 号に規定する委員が指名した各々の所属職員をもって充てる。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、生涯学習室において処理する。

(雑則)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 19 年 2 月 20 日から施行する。

別表 (第 3 条関係)

教育総務室	学校教育室	図書館	地域福祉室	子ども総合支援室	高齢・障害支援室	健康推進室
-------	-------	-----	-------	----------	----------	-------

亀山市子どもの読書活動推進計画策定委員名簿

(委嘱・任命期間:委嘱・任命の日～計画の策定の日)

NO	氏名	役職名	備考
1	中島健治	亀山市立図書館運営委員会代表	
2	江藤和也	亀山市PTA連合会代表	須原律美(H19.2.28～H19.5.11)
3	伊藤和代	三重県立亀山高等学校司書	
4	櫻井とも子	亀山市立幼稚園長代表	
5	高橋均	亀山市立小中学校長代表	
6	川口恭子	司書教諭代表	
7	水野義弘	亀山市教育委員会教育次長	
8	広森洋子	亀山市教育委員会教育総務室長	浜口伸介(H19.2.28～H19.3.31)
9	井上恭司	亀山市教育委員会学校教育室長	榊原鐵雄(H19.2.28～H19.3.31)
10	臼井尚美	亀山市教育委員会生涯学習室長	
11	安藤利幸	亀山市立図書館長	
12	岩崎吉孝	亀山市健康福祉部地域福祉室長	
13	志村浩二	亀山市健康福祉部子ども総合支援室長	
14	田中一正	亀山市健康福祉部高齢・障害支援室長	
15	山中茂子	亀山市健康福祉部健康推進室長	

亀山市子どもの読書活動推進計画策定委員会ワーキンググループ名簿

(任命期間:任命の日～計画の策定の日)

NO	氏名	所属	備考
1	不破為和	亀山市立図書館運営委員会	
2	草川吉次	亀山市教育委員会教育総務室	勝田泰弘(H19.2.28～H19.3.31)
3	伊藤早苗	亀山市教育委員会学校教育室	
4	井分信次	亀山市教育委員会生涯学習室	
5	望月和光	亀山市立図書館	
6	佐藤暁子	亀山市健康福祉部地域福祉室	
7	西秀人	亀山市健康福祉部子ども総合支援室	
8	櫻井こころ	亀山市健康福祉部高齢・障害支援室	
9	中原沙絵	亀山市健康福祉部健康推進室	

計画策定関係部所案内

亀山市健康福祉部地域福祉室	0 5 9 5 - 8 4 - 3 3 1 5
健康福祉部子ども総合支援室	0 5 9 5 - 8 3 - 2 4 2 5
健康福祉部高齢・障害支援室	0 5 9 5 - 8 4 - 3 3 1 3
健康福祉部健康推進室	0 5 9 5 - 8 3 3 5 7 5
教育委員会教育総務室	0 5 9 5 - 8 4 - 5 0 7 3
教育委員会学校教育室	0 5 9 5 - 8 4 - 5 0 7 6
亀山市立図書館	0 5 9 5 - 8 2 - 0 5 4 2
教育委員会生涯学習室（事務局）	0 5 9 5 - 8 4 - 5 0 8 0

計画実行関係団体一覧表

おはなしの会 マミーズ

亀山絵本と童話の会

ライオンキッズ

図書サークル たんぽぽ

関図書室 読みきかせ

計画策定の組織図

亀山市子どもの読書活動推進計画策定委員会

教育次長（委員長）

生涯学習室長（副委員長）

教育総務室長	図書館長
学校教育室長	地域福祉室長
亀山市立小中学校校長会長	子ども総合支援室長
亀山市立幼稚園長園長会長	高齢・障害支援室長
亀山高等学校学校司書	健康推進室長
亀山市立図書館運営委員会 司書教諭代表	亀山市PTA連合会長

・目的

・組織

・策定スケジュール検討

・計画及び内容検討

亀山市子どもの読書活動推進計画策定委員会（ワーキンググループ）

・分野別計画案作成

学校教育分野

教育総務室員
学校教育室員
市立図書館運営委員

生涯学習分野

生涯学習室員
図書館員
地域福祉室員
子ども総合支援室員
高齢・障害支援室員
健康推進室員

計画策定までの歩み

時 期	内 容	備 考
平成19年2月	第1回策定委員会 第1回ワーキンググループ会議 スケジュール、計画案及び内容の方向性を検討	委員会とWGは、一緒に開催する。
平成19年3月～9月	第2回ワーキンググループ会議(7月) ・ 計画案作成 第3回ワーキンググループ会議(8月) ・ 計画案作成 第4回ワーキンググループ会議(9月) ・ 計画案作成	学校教育分野と生涯学習分野、各自で会議を持ち検討、作成する。 第4回WGで各分野を合わせる。
平成19年10月	第2回策定委員会 計画案(中間報告)提示・協議	
平成19年11月	第3回策定委員会 計画案(中間案・修正)	
平成19年12月～ 平成20年1月	校長会、亀山市立図書館運営委員会、亀山市PTA連合会、保育所関係者等に意見を聞く。	パブリックコメントの手続きを取る。
平成20年2月	校長会、亀山市立図書館運営委員会、亀山市PTA連合会、保育所関係者等に意見を検討し、計画案に反映する。 第5回ワーキンググループ会議 ・ 計画案検討 第4回策定委員会 ・ 計画案完成	
平成20年3月	市幹部会、教育委員会、社会教育委員会に説明、議会に報告	
平成20年4月	計画開始	
平成20年4月	策定計画ホームページに掲載	

「亀山市子どもの読書活動推進計画（案）」に関する
パブリックコメントの結果について

平成20年2月28日

亀 山 市

亀山市では、平成13年12月に制定された「子どもの読書活動推進に関する法律」の規定に基づき、「亀山市子どもの読書活動推進計画」を策定し、その案についてパブリックコメントを実施しました。

その結果を下記のとおりまとめましたので、公表いたします。

今回、ご意見をお寄せいただきました皆様方に厚くお礼申し上げます。

記

1 パブリックコメントの概要

- (1) 期 間 平成20年1月4日 ~ 平成20年2月5日
- (2) 告知方法 亀山市ホームページ、教育委員会生涯学習室、関支所、あいあい、図書館、関図書室、情報公開コーナー（亀山市役所）
- (3) 公表方法 亀山市ホームページ
- (4) 意見受付方法 郵便、FAX、電子メール、教育委員会生涯学習室、関支所、あいあい、図書館、関図書室、情報公開コーナー（亀山市役所）

2 受付意見数

意見等の提出者は、10名で、件数としては、14件でした。

その内容は、次のとおりでした。

3 意見の概要及びそれに対する市の考え方

意見の掲載については、適宜集約をさせて頂きました。今回の推進計画案に

直接関係のない意見等については、省略させていただきますが、今後、市政の参考とさせていただきます。

[意見] 「連携のための方策」に書かれているように横の連携を密にして、地域に根ざした運動に発展してほしい。たとえば、機会あるごとに集会（老人会・コミュニティ・ボランティア団体）で「本読みの大切さ・読書活動の実態」を講演して認識を高める。

【市の考え方】 各種（市子ども会活動、コミュニティの活動、三世代交流など）団体と協議し、読書に関する取り組みをお願いするほか、市として、計画の推進のため、あらゆる機会を通じて、当該計画の主旨を説明します。

[意見] 生涯学習室が主体となって、資格保持者（司書）の人材バンク（ボランティア）を設置し、要望あるごとに指導にいける体制をつくるべきではないか？

【市の考え方】 既存の亀山市生涯学習人材バンクの登録項目に、司書の項目を加え、市民の要望に応じられる環境をつくります。

[意見] 誇り高い私たちの亀山市、この歴史ある街に生まれ育つ子どもたちが読書を通じて、より賢明かつ強い精神力を養ってほしいという願いのもとに充分に勘案されたこのプランに大いに賛同します。

【市の考え方】 今後とも、ご理解、ご協力をよろしく申し上げます。

[意見] 今の子どもたちが読書をする環境を考えると、テレビや携帯電話、インターネットなどにより、時間的に、だんだん少なくなってきたという現状があります。その対策として、学校の図書室だけでは限界がありますので、子どもたちが通いたくなるような「温かい・楽しい（子どもが望む図書が充実している図書館）図書館」をつくってください。

【市の考え方】 子どもからお年寄りの方々まで、気軽に行くことができ、満足が得られる図書館を目指してまいります。

[意見] 亀山市子どもの読書活動推進プランは、これで良いと思います。しかし、この計画の中に具体的な提案が少なく、「実行プラン」の必要性を感じました。

【市の考え方】 当該計画の実行については、各部署単位でこの計画書の主旨を充分理解した上で、人的、予算的にも対応し、事業展開してまいります。

[意見] 拠点になっている場所は、学校、保育園、幼稚園、図書館などですが、子どもや親の行動範囲を考えると公民館や集会所などの身近な場所に図書コーナーを設置すべきだと思います。また、ショッピングストアーに読書コーナーを設けては・・・
「いつでも、どこでも、読書ができる」環境を！！

【市の考え方】 関係する企業などに協力依頼していきます。また、市民の身近な施設等を利用し、読書環境の充実を図ります。（仮称「まちかどライブラリー」）

[意見] この計画の実現に向けては、蔵書数を増やすことであり、図書館支援員、司書教諭等の人的配置であると考えます。今後の実効的な展開を期待します。

【市の考え方】 市として、人的、財政的措置等を含む適切な手立てを講じて取り組めます。

[意見] 学校図書館（室）の取り組みに関して、施設設備の充実と人材配置について、記述してほしい。

【市の考え方】 具体的記述としては、市内各学校の状況がそれぞれであることから、計画としての目標値を設定しにくい状況にあります。

現状を理解した中で、市として、人的、財政的措置等を含む適切な手立てを講じて取り組めます。

[意見] 本を読むことの大切さを伝える講演会を開催してください。また、赤ちゃんから大人まで、読書に関わる取り組みを積極的に進めてください。読み聞かせは、大切です。

【市の考え方】 講演会などの開催を「子ども読書の日・4月23日」を中心に企画してまいります。

[意見] 計画書の中で、家庭生活にまで入り込みすぎではありませんか。

【市の考え方】 家庭における読書の大切さを伝える中での取り組みとして、ご理解願えればと考えます。

[意見] 読書時間アンケートは、行政として必要ですか。かえって親にプレッシャーを与えるという逆効果はありませんか。

【市の考え方】 読書離れの実態を把握、理解した上で取り組みをスタートしたいとの思いから掲載いたしました。親として、読書に関する現状認識をもって頂く中で、それぞれのご家庭で話し合っていただけではないでしょうか。

[意見] この計画について、まず行政がすべきことを表記すべきではありませんか。「まずは、家庭」からではなく、どうやって、子どもに、親にすてきな絵本を渡して上げられるのかという立場で書くべきではないでしょうか。

【市の考え方】 この計画の推進に向けた方策として、子どもがこの世に生を受けてから、その成長に合わせる形で、読書に関するかかわりを書き記しました。ブックスタート事業などは、行政サイドからの紹介です。それぞれの立場で、子どもたちの読書活動を支えていただきたいと考えています。

[意見] 市立図書館において、親に図書館探検してもらえるような企画をして下さい。

【市の考え方】 「子ども読書の日・4月23日」を中心に企画してまいります。

[意見] 市立図書館においての事業を精査し、読書に繋がるバラエティ豊かなものにしてほしい。

【市の考え方】 今後、市民からご意見をいただきながら、事業を実施してまいります。